

第13回 創業・IT等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年11月22日（金）14:00～16:00
2. 場所：中央合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室
3. 出席者：
（委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、松村敏弘
（専門委員）圓尾雅則、久保利英明
（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官、柿原参事官
（関係団体）日本ダンススポーツ連盟、ラテンワークスコーポレーション株式会社、
齋藤弁護士、クラブとクラブカルチャーを守る会、岩村早稲田大学准教授、
六本木商店街振興組合
（金融庁）齋藤総務企画局市場課長
鎌田総務企画局市場課市場取引対応室長
4. 議題：
（開 会）
 1. 事業者からのヒアリング
「ダンスに係る風営法規制の見直し」
 2. 金融庁からのヒアリング
「金融商品契約の電子書面の交付の汎用化」
 3. ITに関連した検討項目の進捗状況について
 4. 「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望について
（閉 会）
5. 議事概要：
○大川次長 それでは、規制改革会議第13回「創業・IT等ワーキング・グループ」を開催させていただきます。
皆様方には御多用中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
本日は所用により、翁委員、佐久間委員、森下委員、小林専門委員、川本専門委員は御欠席でございます。
本ワーキング・グループの事務局を務めます、規制改革推進室次長の大川でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。
まず、開会に当たりまして、安念座長から御挨拶をいただきたいと思います。それではよろしく願いいたします。

○安念座長 座長の安念でございます。皆様、お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

今日は大臣始め政務の方々が、国会の関係で御出席をいただけませんでしたので、僭越でございますが、私が御挨拶を申し上げます。

本日は2つテーマがございまして、「ダンスに係る風営法規制の見直し」と、それからITに関連した項目でございますが、「金融商品契約の電子書面の交付の汎用化」、あるいは「原則化」と言ったほうがいいかもしれません。それからまた、IT関連の検討項目全体の進捗について議論することになっております。

「ダンスに係る風営法規制の見直し」については、特にオリンピックとの関連で、国民の関心も高まっておりまして、さまざまな意見のあるところでございます。本日も3つの異なる立場の方からヒアリングを行うことにしておりますので、それぞれの御意見をじっくりと拝聴したいと思っております。

それから、IT関連でございますが、これはIT総合戦略本部と連携し、本年末にアクションプランを取りまとめていく予定でございますので、それとの連携もありますので、我々としては余りゆっくりしたことはできないという立場におります。

本日も、皆様には闊達な御議論をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大川次長 どうもありがとうございました。

それでは、報道の皆様にはここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○大川次長 それでは、議事を進めさせていただきます。なお、本ワーキング・グループにおきましては、議事概要を公開することになっておりますので、御了承願います。

以後の進行は、安念座長をお願いいたしたく存じます。よろしく願いいたします。

○安念座長 次長、ありがとうございました。

それでは早速、議題1「ダンスに係る風営法規制の見直し」に入らせていただきます。まず、日本ダンススポーツ連盟、齋藤弁護士からヒアリングを行います。どうぞ御入室をお願いしてください。

(日本ダンススポーツ連盟、ラテンワークスコーポレーション株式会社、齋藤弁護士、クラブとクラブカルチャーを守る会、岩村准教授入室)

○安念座長 よろしゅうございますか。

それでは、日本ダンススポーツ連盟からの御説明をお願いしたいと思います。

○日本ダンススポーツ連盟 日本ダンススポーツ連盟の山田でございます。よろしく願いいたします。

お手元にお配りしている日本ダンススポーツ連盟の小冊子がございます。ここにも書いてございますように、ダンススポーツというのは、社交ダンスから発展したスポーツでございますが、今日は時間がありませんので、ダンススポーツ≒社交ダンスということで御

説明させていただきたいと思います。

お手元の資料の2ページ目をめくっていただきまして、ダンススポーツのいろいろなシーン、子供のダンスから、オリンピックを目指す競技スポーツ、お年寄りのダンスまで、いろいろなシーンがあるということを示させていただいています。

3ページ目、私ども日本ダンススポーツ連盟は、日本オリンピック委員会、それから日本体育協会に加盟しております。そのほかに、右のほうに教師団体が幾つかございます。

4つの競技団体がございまして、一番大きいのが財団法人日本ボールルームダンス連盟、色のついたものでございます。ここは平成10年の風営法改正で4号教師資格の発行ができるようになっていきます。

その隣に、日本ダンス議会というのがございまして、この7月1日に公益社団法人になり、7月18日に警察庁の指定を受けて、4号教師資格の発行ができるようになったということです。

右下に、もともと警察庁の所轄の社団法人でありました、全ダ連と我々は呼んでいるのですけれども、全日本ダンス協会連合会がございまして、これが、4号の教師資格を発行できる大もとの団体で、現在は公益社団法人となっております。

次のページですけれども、今年9月に中国・天津で行われた東アジア大会、JOCの日本選手団結団式から、金メダルを取ってきたところまでの写真を示させていただいています。

5ページ目、7月のコロンビア・カリでのワールドゲームズ、ここでも日本代表選手を派遣していますけれども、ここからサルサもスポーツとして認められて、正式競技種目になってございます。

6ページ目、さまざまな交流、コミュニケーションのダンスがあるということを示させていただいています。

7ページ目、日本のダンススポーツ人口の年齢別構成図です。高齢化して、急速に減少し始めているという状況です。これは私どもの会員、4万5,000人のデータです。10年前のデータでは社交ダンス系のダンス人口が200万人弱と言われていて、今それより減っていると思いますけれども、その中で、この年齢分布はダンス人口全体の縮図になっていると考えています。それで、下のほうに書いてございますけれども、若年層向けの施策をしないでこのまま推移すると、年齢分布が年々左にずれていきますので、この15年後、全体が3目盛り左にずれることになり、その次のページ、2025年の状況がこんなになってしまう。ダンス人口の大多数を失い、ダンス教室の大多数が潰れ、壊滅的な状態になると危惧されております。

次のページは、社交ダンスが高齢者の健康増進に役立つという新聞の記事ですけれども、私たちはここで言うような医療費削減効果について、エビデンスとして、今いろいろなデータをとっている最中です。それから次のページも、新聞記事は同じようなことが書いてあります。

12ページ目、平成16年に警察庁に伺ったときの認識です。ダンスにはいろいろあるの

ですけれども、左側に「風俗」と書いてございますが、社交ダンスの一部に問題がある。しかしながら、問題のダンスと区別がつかないので、社交ダンスは全て規制対象になっている。それで、「あなた方のダンススポーツは問題がないと思っているけれども、社交ダンスとの区別がつかないから、ダンススポーツならよいとは言えない」、ということでございました。つまり、問題が明確にならないために全部を規制するという考え方なのですが、これでかなり無理が出ていて、多大な影響があるという状況でございます。

13 ページ目、私は、警察庁に平成 10 年の法改正からいろいろお話を伺ってまいりました。当時は、1 円でも経費以上の徴収をする行為の反復をすると「営業」であるから、風俗営業に違反すると、法令の文面どおりの返答でございまして、謝礼をもらわないでやりなさい、もしもらいたければ、全ダ連の教師資格を取ってください、というお話でございました。平成 16 年、アジア大会ほかスポーツとしての位置付けなどを御説明したところ、社会通念上の謝礼については問題がない、善良の風俗と清浄な風俗環境に与える影響、少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれを踏まえつつ、一つ一つ判断するので、公民館などでは大丈夫ですよ、と言われて、それを警察庁が全都道府県警察に通達を出してくれたということでございました。平成 23 年、全ダ連が、先ほどの金メダルの写真に写っていた選手について、無資格でダンスを教えているということで警察庁に苦情を申し立ててきたときに、警察庁とお話をしたところ、内閣府に認められた公益法人の公益事業については、風営法の対象とならないという御判断を 2011 年 7 月 8 日にいただきました。

14 ページですけれども、4 号営業の弊害としまして、現在の法令に従えば、JOC の選手強化事業として例えば世界のトップ選手を呼んでコーチしてもらうことも、警察庁が認める教師資格を持っていないわけですので、違反になってしまう。それから、「風俗」というイメージダウンや、法の規制で大手企業の参入が取りやめられるという事例がございました。風営法の記述と警察庁裁量行政とのギャップが非常に大き過ぎる感じております。

次のページに、高知市の新聞記事が載っています。会費を取って、ダンスのパーティーとか講習会をやれば、風俗営業だと、高知市が公民館などに通知したために使えなくなったという新聞記事でございます。

次のページに、高知市は、高知警察署生活安全課に確認したところ、やはりそうであったということで、4 号教師資格を持っていない人が教えて、謝礼を取った時点で、あるいは会費を取った時点で風営法違反ということでございます。これについて、警察庁に伺ったところ、これは高知署の判断が間違っていた、という話ではありました。

その次のページは、大阪市中央公会堂が、ダンス事業でやはり同じように使えないというものでございます。これについては大阪市に陳情している最中で、昨日も毎日放送でテレビ放映された内容だそうです。これらは、公民館で場所の取り合い、時間の取り合いになるものですから、4 号教師資格を持っている人が、他を排除しようとして、あの人は持っていませんよ。あれは違反ではないかと通報する。そうすると、中学生以上の人が風営法を読めば、「違反」と認識しますので、警察庁が幾ら現実的な判断をしていますが、やは

り公民館や市としては「営業とみなされない社会通念上の謝礼の範囲」が曖昧で分からず、そういう過剰な判断をせざるを得なくなるということの例です。

先ほどの14ページに戻りますけれども、こういう原則全て禁止しておいて、実質大丈夫だから見逃すという判断は、現場でトラブルが絶えないということが問題でございます。それから、4号教師資格の矛盾として、警察庁で、平成10年には昔の社交ダンスしか想定していなかったということがあると思います。実際に、社交ダンスの全国組織でないと4号の資格発行ができません。したがって、未だ全国組織ができないサルサとか、タンゴほか、新たなダンスは、日本全国組織ができるまで、無償で教えて普及させるということをししないと、教師資格発行団体が作れませんので、無許可営業をしないと現実問題として普及ができないということです。つまり、現在政令が変わっているものの、日本では社交ダンス以外のダンスを法的には普及できないことになります。

このような理由から、事故がないのに矛盾ばかり多いこの4号は、風営法から削除すべきだと強く考えています。

次に、18ページ、3号の弊害についてです。ダンスを踊りながらワインやシャンパンを飲むというスタイルは、海外では当然なのですけれども、日本では、ちまたのカフェや教室で若者が気軽に楽しむ場を取り上げてしまっています。社交ダンス業界は、比較的規制を遵守してきたということによって、逆に若者がダンスから離れてしまって、ダンス人口の高齢化と減少が起こっている。先ほどのように、2025年業界存亡の危機と言われています。

大使館の舞踏会、例えばウィーン関係の舞踏会、それからアルゼンチンタンゴの、アルゼンチン共和国大使館、ウルグアイ大使館、コロンビア大使館などが後援しているイベントなどの例があります。それから、天皇陛下が踊られている飲食付き有料パーティ、こういうのも文字どおり法令を読めば、3号営業に違反することになってしまうのです。しかし、こういうことは問題ないと言われています。

また、飲食つきでフォークダンスの会をやるのは当然のことになっていて、問題にされたことがございません。

次に、貸しホールの例ですが、ここは若干問題です。主にダンス練習場で、4号営業許可を取得していたのですけれども、顧客の料金未納のトラブルがあったときに、その顧客が警察にいやがらせの通報をしたらしく、ここで食事が出せるので3号営業を取れと警察のほうから指導されたとのこと。それで、行政書士にお金を払って準備して、その間、何十日間か業務停止、切り替えは業務停止になるのですけれども、そういう準備をしていたところ、所轄の警察署から3号営業許可を取らなくていいと言われたそうです。別の区でやっている支店のほうは、警察署が違うのでわからない。担当が替わったらまたわからないから、理由は文書では出せない。しかし今回は出さないでいいという裁量行政指導があったそうでございます。

その次のページですけれども、これは私どもが主催した「ダンスコレクション in 国技館」

という大イベントで、右上の写真が墨田区の教育委員会のすみだ花体操。エアロビック、ジャズ、サルサダンス、ヒップポップなどが、コンテストをやったり、体験ワークショップ、ダンスを通した3世代交流、大フロアで踊る社交のジェネラルダンスタイム、ここに飲食コーナーがあって、大人はビールも飲めるようになっていました。ですが、これは私ども公益法人がダンス普及のための公益事業としてきちんとやっていますので風営法違反にならないということです。

別紙の最後のページですけれども、民間のサルサのイベントの例で、もともと有料でやっていたものが、昨今の取り締まりというのがあって、やはりだめかということで、無料で今、続けていますが、無料でやるのにかなり無理がありますので、来年できるかどうかわからない。しかも、DJイベントがだめと言われていて萎縮しているという状況でございます。

本文に戻らせていただきますけれども、実際に、こういう大使館の舞踏会その他、法令を文字どおり読むと違法なのですけれども、実際には問題ないと言われてるので、こういうものについては明確に合法化すべきだと思います。そうでないと、やっていいのか、悪いのかわからない。地域によって判断が変わる、担当によって変わるということでは、業界としては非常に困るという状況です。警察庁としても、摘発しない基準と考えていても、通報があれば、法令がある以上動かなければならないというのはそうだと思うのです。ですから、法令をきちんと実態に合わせていかないといけないと思います。

社交ダンスの後から出てきたサルサは、若者に人気があって、実質市民権を得ているのですけれども、先ほど4号でも申し上げましたけれども、無許可営業とならざるを得ない。床面積の要件とか、営業制限、地域制限などの要件が余りにも厳しいということ、それから風俗営業になってしまうことによって、未成年の立ち入りが禁止されて、キッズダンスのイベントができない。それから健全な営業なのに、外から見通しされてはいけないとか、目的外の使用の制限などは、性風俗営業者と同様の扱いになっている。それからテナントを貸してもらえない、金融機関は貸してくれない、そのような弊害がある。

19ページ、国際都市、東京などであっても、海外の観光客が遊べない。ダンスはアジアで大変なブームになっていますけれども、海外の観光客誘致のためにも大きな機会損失になっていると考えています。実際に男女の享乐的雰囲気や過度にわたる事故は、少なくとも社交ダンス、サルサ業界において、ここ十数年間聞いたことがございません。警察庁に伺っても、例が出てきません。むしろ、風営法の存在そのものによって、無許可営業という罪をつくり出してしまっている。これは、ある種禁酒法と似ていると思うのですけれども、風俗の名前により、グレーエリアには優良企業が入りにくいとか、逆に暴力団が入りやすくなるとか、そういう問題があると思います。

○ラテンワークスコーポレーション サルサクラブラテンバンドを代表させていただきます田中と申します。

私たちは六本木で事業をやっていますし、あとシンガポール、香港にも個人的にお店を

やっています。その中で、やはり六本木というのは国際都市としての側面がすごく大きいものでして、海外からいらっしゃるお客さんが非常に多いです。近隣にある大使館の方々も、深夜飲みに行きやすることが非常に多くて、日本においてダンスをできないことに対して、非常に違和感を持っていらっしゃいます。

それを注意する上で、営業面、事業者としては、非常に説得しにくい状況にありまして、例えば以前六本木にありましたサルサクラブ、20年ほどあったお店があったのですが、そちらが3年ほど前に無許可営業で摘発を受けて閉店しました。この店は、少なくとも過去5～6年において、近隣とのトラブルや店内での事件も全くなかったにもかかわらず、お店の中でダンスをやらせていたということで摘発を受けたものです。このお店に関しては、世界中からこのお店にサルサを楽しみに来るお客さんですとか、日本中からたくさんのお客さんがいらっしゃったのですが、それがなくなって、いわゆる日本のサルサダンスの発展や普及の一端を担ったのですが、残念ながら閉店しました。

その後、2年ぐらいの間に、六本木ではいろいろな事業者が摘発を受けてきたのですが、現状、六本木の街がそれで治安がよくなったかという、決してそうではないように思います。どちらかというグレーな、いわゆる社会に非協力的な方がやっていたらっしゃるお店のほうが摘発をされながらも事業を続けていき、ダンスをメインでやるようなお店のみが摘発をされて撤退し減っていったように思います。

以上、そういうたとえとして話させていただきました。

○日本ダンススポーツ連盟 このような状況でございまして、したがって、3号に代わる簡易な方法でダンスを管理することによって、ダンスの営業を認めてほしいというのが私たちの希望でございます。

海外と同様、深夜については一定の制限、海外についても一定の制限はあるところがございますけれども、実際にやっているということなので、そういう形でダンスを認めてほしいと考えております。

最後ですけれども、20ページ。1号営業として、風営法の規制すべき営業としてトップに「ダンス」が出現していて、ダンス全体のイメージを著しく落としています。1号営業と2号営業の違いを見ると、「接待」が共通のポイントで、ダンスが「遊興」に含まれるとすれば、1号営業は2号営業に完全に含まれています。したがって、1号は必要ない、削除されるべきだと考えております。

以降は参考資料でございます。

○齋藤弁護士 弁護士の齋藤貴弘と申します。東京で弁護士をしております。

まず、私が何者か、どういう立場でお話をさせていただくかというところを御説明したいのですが、去年の5月に、坂本龍一さんですとか、最近「あまちゃん」のテーマ曲の作曲などで有名ですが、大友良英さん、湯川れい子さんなどが呼びかけ人になって、風営法のダンス営業規制は問題があるのではないかということで、法改正を求める運動が発足しました。「レッツダンス」という運動なのですが、そこで実質の署名が15万ほど集まって、

そのときに東京の代表という形でお手伝いをしておりました。その署名をもって、国会議員の先生に「ダンス文化推進議員連盟」というものを立ち上げていただいて、立石弁護士と一緒に、今は国会議員の先生に適正な法改正を求めているいろいろやりとりをさせていただいているところです。

ダンスの業界、特定の業界を代表するという形ではなくて、地元商店街の方でしたり、クラブ事業者に限られないアーティストやDJでしたり、あるいはクラブ事業者でなくても、ダンスをなりわいにされている、あるいはしていきたいと思っている企業などと一緒に、どういう点で調整可能なのかということをお手伝いとして法的にどう落とし込むかということで、いろいろお手伝いさせていただいております。

山田専務からいろいろお話があったので、私のほうからはポイントだけ、特に風営法の3号営業というのはダンスと飲食を一緒にしていくという営業になるのですが、これに絞ってお話をさせていただきたいと思っております。

まず、法的なおさらいなのですが、ダンス飲食営業、3号営業というのは、公安委員会の許可がなければできない風俗営業とされておりまして、許可を取ったとしても、深夜営業、夜の1時以降の営業はできないことになっております。一番注目されているところですが、深夜音楽を聞いてお酒を飲んでダンスをする、若者文化のクラブというところなのですが、ほとんどのクラブは1時以降営業しているということになるのですが、これは日本の風営法、法律のもとでは不可能という形になっています。ただ、クラブというのは、ここ数十年にわたって一つの産業、文化、観光、いろいろなエンターテインメントの場で一つの産業を築いてきておりまして、そこから日本を代表するトップレベルのダンサーでしたり、アーティストでしたり、そういった人たちが日々活躍して育ってきているという状況があります。ただ、それが法的には全て違法という形にならざるを得ないという状況で、その状況をどうにかしないといけないのだというところがスタートです。

今回のこのワーキング・グループで一番強調したいのが、クラブという一産業だけの問題だけではなくて、ダンスカルチャー、これはクラブに限られず、広くいろいろなところに波及していったら、非常にポテンシャルが高い産業としての可能性を秘めているというところを強調したいと思っております。

クラブだけではなくて、最近ですと、町のとても重要な街を元気にするための1コンテンツとして、カフェやバー、いろいろな飲食店、レストランなどでDJが良質な音楽を流して、お客さんが音楽と一緒に食事を楽しむ場だったり、あるいは企業のレセプションパーティーといったところで、いろいろな音楽をかけながら、いろいろな人がアイデアやビジネスの意見交換をする場が非常に活発になっていたり、単純にクラブだけの問題ではなくて、弊害を防止した上でダンスをいかに広げていくのかということをお手伝いさせていただきたいと思っております。

今の風営法下ですと、深夜の営業は法的には不可能、日中の営業、これは風俗営業としての許可を取ればできるのでありますが、ただ、実際ほとんど取ることは不可能だと言わ

れています。例えばいろいろな企業のレセプションパーティーですとか、何らかの会合の2次会的な交流の場としてダンスパーティーが行われることは最近よくあって、1つのトレンドになっているのですけれども、大体そういうところは、飲食店、ちょっとおしゃれなレストランだったり、クリエイティブな人たちが普段出入りするような飲食店だったりするので、山田専務からも指摘があったのですが、風俗営業ということになると、外からお店の中が見えてはいけないという制限があったり、入り口に「18歳未満出入り禁止」という看板を掲げなければいけない、よくある「18禁」というものだったり、未成年者が入ってはいけない、そういった制限がかかってきてしまって、そういったところで風俗営業を取ることはできない、結局はグレーゾーンの中でしなければいけないという状況になってしまっています。

資料にいろいろ書いてあるので省略はしていきたいのですが、もう少しダンスカルチャーというところの価値を御説明させていただきたいのですが、クラブというと非常に未知なテーマになってしまうので、もう少し話題を広げて、視野を広げて御検討いただきたいのですが、お配りしている資料1-2の2ページに記載してあります。

ダンスというのは、1つの文化です。多様な文化として捉えていただきたくて、若者が夜ダンスをして騒ぐ、そういうクラブだけの問題ではなくて、そこにはDJ、アーティスト、ダンサー、そういう音楽、ダンスにかかわる人以外にも映像作家だったり、音響技術者、ファッション、アパレルの関係の人だったり、いろいろな人が参加をしているということになっています。例えば1例を申し上げますと、日本の音響機器、これはDJが使うレコードプレーヤー、CDのプレーヤー、あるいはシンセサイザーなどの電子楽器、これは世界標準としてなっていて、恐らく世界どこの都市のクラブに行っても、日本製の物が置いてあるということになっています。これは、風営法に当てはめたときには、人、お客さんを無許可で踊らせた犯罪供用物件という形でなかなか正当な評価を受けることができていない。そういう企業がもっと力を入れられるような法的な整備が必要かなというところなんです。

ダンスカルチャーの価値というところを御説明申し上げたのですが、弊害を防止しながら健全に伸ばしているところなのですけれども、今この風営法によって、そういうダンス営業をグレーゾーン、あるいは違法状態に置いておくことによって、それで風営法の目的が達せられることができるのかどうか、そこを少し掘り下げて考えたほうがいいと思っております。

3ページ、風営法の目的は、「善良の風俗と清浄な風俗環境の保持」「少年の健全育成」「風俗営業の健全化、適正化促進」、この3つがあるのですけれども、風営法のダンス営業規制によって営業をグレーゾーン、あるいは違法にしてしまうことによって、かえってこの目的が阻害されているのではないかという問題意識を持っております。グレーゾーンゆえに、コンプライアンスの観点から、優良な資本は正面から入っていくことができない状態になっておりますし、実際に入ってきたけれども、撤退していく企業が後を絶たないという状況です。その反面、グレーゾーンで商売をできるような、ちょっと遵法意識に欠

けるような店舗が入ってきやすいという法律の状況になっております。六本木の街など、先ほど田中さんから言うと、なかなかそういう健全な企業が入ってこられないということになってしまいかねないということです。

もう一つ、自主規制。通常これくらいの産業の規模になると、業界団体をつくって、自主規制案をつくっていくということが必要になるかと思うのですが、違法営業ということで、なかなか業界団体も組成できないという形になっています。

治安維持の観点からも、警察と連携をとりながらやらなければいけないということなのですが、深夜酒類提供飲食店、あるいは飲食店として届出をして営業していくということになるのですが、そうすると、警察としても業態の実態の把握ができなく、日ごろから指導、監督していくことがなかなか難しいのかなという印象を持っています。

もう一つ重要なのが、地域との連携です。違法営業ということになると、地域となかなかコミュニケーションがとれなくて、地域と一体となって安全に営業していくことができなくなってしまっているというところ です。

ここでちょっと自主業界団体のお話が出ましたので、クラブとクラブカルチャーを守る会の村田さんにかわります。

○クラブとクラブカルチャーを守る会　クラブとクラブカルチャーを守る会の事務局長の村田です。

クラブとクラブカルチャーを守る会は、ダンス文化推進議員連盟が発足した段階で、ダンスと飲食を合わせてする事業者の業界団体がなかったので、立石弁護士が声掛けをして、DJ、アーティストを中心に、東京のクラブを中心に、まずは緩く集まっていた。それで話し合いをして、その結果をダンス文化推進議員連盟にフィードバックできる立場の窓口として、当初発足いたしました。現在、自主規制案というものを作成しております、まだまだ案の段階ですが、皆さんのお手元には、先ほどの齋藤弁護士の資料の7ページに目録があります。

我々の考えとしては、今、規制緩和等の話が進んでいる中で、規制緩和が風営法の目的を阻害してはならないと考えておりますので、風営法の目的である善良な風俗環境の保持と、青少年の育成というものを達成するために必要な項目を盛り込んでいく必要がある。例えばですが、青少年の保護、育成という観点からは、原則未成年を入れないお店が多いので、そういうお店はさらにIDチェックの徹底をするというような条項が1条、2条にあります。また、18、9の方たちの入店を認めるお店もあるので、そういう場合、未成年と成人が混在するので、それをちゃんと識別する方法を考えようということで、そういった条項を考えております。

現在は、段階としては、そのダンスと飲食をする事業者が約50集まりまして、必要と思われる内容、それと実行可能かどうかの検討というものを進めまして、数回改定を重ねた上で、例えば渋谷、六本木になるのですが、いわゆるクラブと呼ばれるお店が密集している地域の商店街や、町内会の方にももっとこういうことを守ったほうがいいのではないかと

というアドバイスをいただいております。今後さらに、警察庁にも御指導いただき、より盤石なものにしていきたいと考えております。

業界団体というお話が出たので、さらにめくっていただきまして、9ページ目に、現在まだ業界団体というのは我々の傘下にはない状態なのですが、ダンスと飲食をする事業者が集まって、どういった役割を担っていけるかということのイメージの図になります。業界団体がちゃんとしたものができた場合に、ページの下にあります、まず加盟事業者というものが自主規制基準を遵守しているかどうかを互いに監督、監査し合う。営業内容の似通った店舗等を潜在的な加盟事業者と捉えて、そこへ働きかけ加盟を呼びかける。さらに、新しく似たような営業形態、私、先ほどから申し上げている営業形態というのは、部屋がありまして、そこで音楽をいわゆる大音量でかけて、その中でお客さんが飲食をしたり、自由に踊ることが認められている営業形態になるのですが、そういった営業を始めたいという新規参入の事業者には適切な指導をして、自主規制基準を守らせるように働きかけをするというイメージになっております。ダンスと飲食を同時に提供する営業形態というのは、必ずしも1つのくくりには入らないと思いますので、その他の事業者の方たちも出てくると思います。そういった方たちは、また異なる自主規制基準を持った業界団体を組成していくというようなイメージでおります。

○安念座長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問はございますか。

どうぞ。

○滝座長代理 欧米社会では、ダンスを含めた懇親の会というのに非常に積極的で、そこでいろいろな文化が語られ、それに参加していないとダサく見られるというか、そういう時代でもあります。今のお話を聞いていて、直感的にはいろいろ風俗営業との関係で判断しようがないのだというような思いも感じていたのですけれども、やはり業界団体というのは、結構1つにつながっていくような感じがするのです。そういう意味で、大変いい話を聞かせていただいたと思います。感想です。

○安念座長 どなたかありますか。

ダンススポーツ連盟さんの山田専務の問題関心と、それからクラブ系の方々の問題関心とは若干違うのですか。つまり、スポーツ、あるいはスポーツに近いダンスの業界団体の方々はどのようなのでしょうか。4号で要求している教師要件といたしまししょうか、そういうものを撤廃してくれという御要求でしょうか。

○日本ダンススポーツ連盟 4号はもちろん撤廃してほしいと思っています。現場が困っているので私どもも4月から講習の指定をお願いをしており、多分おりると思うのですけれども、いろいろ矛盾を感じており、4号教師資格が無いことによって実際に風営法が懸念する弊害があるかといったら1つも聞いたことがないので、ここは撤廃していいと思っています。

3号営業については、実は私どもはほとんどやっていません。文化的に、当たり前のよ

うに、ちまたのカフェで音楽が流れていたらちょっと踊れるくらいの場所が本来あって、若者を遊ばせない、ダンス人口が保てないと思っているのです。ですから、逆に今からそういうところに出ていきたいと考えています。3号については一定の規制をかけていただいてもいいけれども、それはダンスでかけるのではなくて、まずい営業形態について規制していただきたい。必用であれば別のそれぞれの専門の法律で規制していただきたい。3号もそういうふうに直していただきたいという希望でございます。

○安念座長 その場合、3号は今、ダンスプラス飲食ですね。そうしますと、どういう直し方になるのでしょうか。飲食のほうは、例えば食品衛生法とかあるわけですがけれども、またちょっと違った規制の仕方が考えられるということでしょうか。どなたでも結構です。

○齋藤弁護士 まず時間帯が1つあると思うのです。お酒も含めた飲食ですがけれども、警察庁の御見解ですがけれども、プラスアルファ、ダンスが加わると、そこで皆さんとても盛り上がり、例えば騒音の問題だったり、そういうところに未成年者が入り出すというところだったり、そういったプラスアルファ、ダンスが加わることによって、飲食だけではないのだということなのです。であれば、そういったいろいろなトラブルを想定して、それに見合った規制をしていただきたい。山田さんが海外の状況を見ていると、昼間の時間、飲食店で踊ってそこで問題が起きるかということ、多分それはないのではないかとことです。他方、深夜に及ぶと騒音の問題が出てきたりする。時間帯によって区切るということかなということ。ただ、先ほどの風俗営業の許可を取ろうとしても取れない、広がりがあるところが出てしまっているところがあって、そこは恐らく風俗営業の許可を取らないとできないという形に、昼間だったとしても区切ってしまうと、実態とかなり合わなくなって、また違法業者が出てしまうということになる気がします。

○安念座長 ほかに何か御質問、御意見ございませんか。

どうぞ。

○クラブとクラブカルチャーを守る会 弁護士の立石と申します。

問題とされている業種は、クラブだということは自覚しているのですが、風俗営業から一切外すということになると、今まで規制の中に入っていたものが全て野放しになってしまうというイメージになって、いろいろ問題が大きいと思っております。風俗営業から外して届出制にするなどワンクッション置きまして、今どういう改正案がいいのかというのを詰めているところで、具体的に申し上げることはできませんが、風俗営業から外して、ただ届出制にして、行政にもどういうお店がどこにあるかということ把握していただく、こういった方法は考えられると思っております。

○安念座長 風俗営業というよりも、許可制ではなくて届出制という考え方、それとも風俗営業というラベルはとにかく困るということですか。

○クラブとクラブカルチャーを守る会 後者もでございます。風俗営業イコール許可制ですので、届出制にするイコール風俗営業ではないという問題と、あとは風俗営業というラベリング自体が、先ほど山田専務もおっしゃったような問題が含まれています。

○安念座長 なるほど。それはそうですね。

ほかにいかがですか。

○ラテンワークスコーポレーション よろしいですか。六本木において、例えば風俗営業の許可を取る場合の弊害として、用地要件や面積要件が非常に厳しいためにすごく限られた場所になってしまうのです。そうすると、その場所のみが風俗営業の許可を取ることができることになりまして、結果、その場所の家賃だけが上がる。要するに、経済的な側面からは、それが広げにくくなっていく。また、そういうところに目をつけた業者がそこを借り上げてしまう。家賃を上げることによって、事業者の事業を難しくする。また、オーナーさんの利益を搾取する、こういうような状況があります。なので、やはり許可制できるように、厳しい中ですごく狭い分野にしていることが、経済的にも広げにくくしているのではないかと思います。

○安念座長 面積要件は 20 坪でしたね。

○ラテンワークスコーポレーション そうです。66 平米なので 20 坪です。

○安念座長 あとは学校から何メートルでしたか。

○ラテンワークスコーポレーション 学校からですと、100 メートルと 50 メートルと、たしか近隣商業地域と商業地域によって差があります。

○安念座長 六本木だと、東洋英和があるとか、そういう話になりますか。

○ラテンワークスコーポレーション 東洋はありますね。あのあたりは、ビルの真ん中で分かれていたりとかするような状況です。または、お店の中においても窓側の 10 メートルぐらいはだめというようなことがあります。

○安念座長 その場合は、水平距離で測るわけですから、そうなりますね。

○ラテンワークスコーポレーション はい。そういうことになります。

○クラブとクラブカルチャーを守る会 これは、法改正や規制緩和の方向性の話ではないのですが、複数の業界団体が設立されるという形のビジョンの 1 つのメリットなのです。例えば昼間しか営業しない、音量はそこまで大きくなくてもいい、かつ社交というものは余り優先しないで、単に体を動かして汗をかきましょう、照明も明るくても構わない、そういった営業をしたいという人たちが出てきたときには、今のいわゆるクラブほどの厳しい基準で規制をしなくても、若い方の入店を認めたり、そういったフレキシブルにできるというメリットがあると思っています。ですので、営業内容の異なる似通ったものの単位ごとに事業者団体を設立して、事業者団体で管理していくという未来像があります。

○安念座長 それはあるでしょうね。

山田さん、どうぞ。

○日本ダンススポーツ連盟 この風営法ができたときですけれども、これはテレビでやっていたので、私、確認したわけではないのですけれども、もともと占領軍から、ダンスホールその他慰安所をつくってほしいという要請があり、住民がダンスホール等の美名のもとに売春施設をつくるのかと反発をして断ったという新聞記事があったと思います。その

ような時代背景の中で、この風営法が、ダンスホールやキャバレー目当てにつくられたのだと思うのですけれども、現在は性風俗や売春の形態も変わり、ダンスに関するその役目は終わったと思っています。

もともと青少年をそういうものから守る、要は、性的興奮をするだとか、お酒を飲んでいい気持ちになるとか、人間は本能があって、それそのものは規制しきれないので、そういうものに関する営業については少年を入れないようにして管理をしていこうというのが風営法の精神だと思うのです。今は騒音だから風営法だと言っていますが、それは騒音の規制をきちんと整備していただくということであって、風営法で取り締まる内容ではないと思うのです。また、少年を入れないければ、風営法で時間の規制をする必要は本来ないと私は思います。

ですから、その精神に戻って、もう一回見直したときに、取り締まる法律をきちんと分けるべきと思うのです。ダンスをしているからではなくて。例えばキャバクラみたいな接待業があったとして、その中でダンスが使われてしまうことがあるかもしれません。でも、それはダンスだからいけないといって取り締まるのではなくて、その接待営業形態がいけないといって、これは2号営業に当たると思うのですけれども、2号営業で取り締まっていればいい。例えば水着でダンスをさせるような営業が出たらどうするのですかと言われるのですけれども、そうすると水着でレスリングをやらせる店が出てきたらどうするのですか、しゃぶしゃぶ店で何かあったらどうするのですかと、推測すれば切りがない話で、実際に出てきたら個別にその問題営業を定義するしかなく、ダンスを理由に規制しているのはもう無理があると思っています。

したがって、基本的に「ダンス」ではなくて、個別の問題営業形態について取り締まる。それで心配であれば、何らかの監視・規制の範囲で届出制、あるいは深夜については、青少年を入れてはいけないと決めたら、これはもう風俗営業でもいいと私は思っているのですけれども、海外は深夜でもダンスをやらせていますので、管理の行き届く範囲でやらせる、それを一緒に考えさせていただきたいというのが私どもの希望でございます。

○クラブとクラブカルチャーを守る会 今、手元に資料はないのですが、海外の事例ですが、例えばアメリカですと、1つの事例では許可制になっているのですが、その都市では、収容人数が1名以上という非常に小規模な店舗からでも許可を取ることができるようになっている。また、2時までと大枠では決まっている都市については、追加申請を出すことによって、朝までの営業が認められることもある。また、イギリスの事例ですと、全くのケースバイケースで、1件1件個別に判断をして、24時間営業できる場合とできない場合がある。そういった流動的な仕組みを取り入れている国が多いように思われます。

○安念座長 いかがですか。

岩村先生は、何かコメントはおありですか。

○岩村准教授 私は、4号、3号両方ともかかわっている音楽であると思うのですが、サルサに関しての立場からなのですから、もともと私は研究者になる前からサルサとい

う音楽をやっている、結果的にそれでそちらの地域の歴史学を専門とするようになったのですが、今から30年ほど前にそういう演奏を始めまして、見ているときにはサルサのペアダンスを踊る人は1人もいなかったのです。ですが徐々にふえてきて、数万単位になってきているわけなのですけれども、基本的にサルサの業界というのは、サルサを教える人は社交ダンスの資格を持っていないと無許可で違法ということになって、そのまま続いてきました。かつサルサの場合は、どこかのスペースで、スポーツとしてやるというよりは、例えば喫茶店であるとか、レストランであるとか、そういうところのオーナーとか従業員の人がこういう音楽に興味を示して、踊り方がわからないから踊りを知っている人に習うとか、そういう形で広がってきたものなのです。

そうすると、場所としては、飲食を伴うようなところでも、小さなイベントでやったりしている。それが風営法の基準から照らすと、専門に踊らせる営業をしているわけではないのですけれども、イベント的にそういうことをやる。でもそれは、要件からすると3号営業になってしまうのです。

ずっとそういう違法状態できまして、今回の4号の、去年の警察から出た改正がありましたけれども、資格認定団体の要件緩和というのがありました。これでサルサも申請すれば、資格認定団体が取れるようになりました。それで、ダンサーのインストラクターの人たちは一生懸命それで動いています。動いているのですが、やはり先ほどの山田さんの指摘からもございましたとおり、全国規模であるとか、必ず試験を年中やらなくては行けないとか、規模の問題があつてなかなか難しいのです。

私は、サルサの踊りが徐々に普及するのをずっと見てきましたが、別のダンスに目を移してみると、サルサだけではなくて、ペアダンスはいろいろと今でもあるのです。全然そういう資格認定団体を作る規模に達していないところがあります。今、萌芽的に、少しずつ愛好者を増やしつつあるペアダンスもあるのです。それらは規模として資格認定団体を絶対に作れないです。そうすると、資格認定団体を作れないということは、風営法から外れた教授するダンスにはなれない。そもそも風営法の建て付けが間違っているとずっと思っています。風営法の法律を読むと、ダンスの規定というのは、一般論としてダンスが述べられているのですけれども、4号のダンスというのは社交ダンスのダンスなのです。でも、そこはそう書いていないのです。それがやはり最大の問題で、かつ我々のサルサというものにとってみると、やられている現場というのも3号にかかわってくるものなので、やはりこれは風営法全体の問題として捉えて考えていかなければならないのではないかと思っています。

○安念座長 ほかはいかがですか。

私の個人的な見解ですが、日本を取り戻すのだとすると、大いにやらなければならないでしょう。私の考えでは、性的でない踊りというのは本来ないはずで、あれは全て性的な意味があるから踊りというものがある。つまり性的な雰囲気醸し出されるから規制するというのであれば、それは踊りを全部やめろということになって、無茶な話です。その点

は、日本は神代の昔から解放的だったはずで、日本を取り戻すのだったら、やはりそちらのほうを開放してくれないと。これは私の個人的な考えを言っているだけです。

法律は、ダンスの定義をしていないが、さはさりながら、ダンスを言葉で定義しろというのはなかなか難しいでしょうね。だから、社会通念上、ダンスと呼ばれているものはダンスなのだとせざるを得ないところがあるのは確かだろうと思います。けれども、何となく歴史的な経緯から、ここで言うダンスというのは社交ダンスのことなのだと限定するのは、法律による行政の原理から言うと、反則とまでは言わないかもしれないが、そちらのほうグレーですね。

どうぞ。

○滝座長代理 感想ですけれども、聞いていて、ダンスは歌と同じような気がしてきました。歌もいろいろな歌があって、セクシーな歌もあります。だから、先ほどの遊興の中に入っているのは、それはそれでいいのではないかなという感じです。そして、いろいろ問題は起こりますので、やはり業界団体がきちっとして、今、言った日本を取り戻すためにも頑張らなければいけない。ダンスは歌と同じで、では歌は何だ、それは人間の本能ではないですか。歌うこと、踊ること、似ていますね。そういう気がしてきました。

○安念座長 ほかにはどうですか。

今日は大変勉強になる話を伺いました。こんなところにしておきましょうか。

今日はありがとうございました。

(日本ダンススポーツ連盟、ラテンワークスコーポレーション株式会社、
齋藤弁護士、クラブとクラブカルチャーを守る会、岩村准教授退室)
(六本木商店街振興組合入室)

○安念座長 お忙しい中、どうもありがとうございます。続きまして、六本木商店街振興組合さんからヒアリングを行いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

どなたに御説明いただきますか。新保副理事長から、よろしく願いいたします。

○六本木商店街振興組合（新保） どうもはじめまして。本日は、このような機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。六本木商店街の副理事長を務めております、新保雅敏でございます。また一緒に同行しておりますのは、同じく副理事長の白井と、理事の小林で、3名で伺わせていただいております。

○安念座長 どうぞよろしく願いします。

○六本木商店街振興組合（新保） こちらこそ、よろしく願いします。

それでは、早速お話をさせていただきます。この次第をお渡ししてありますので、これに準じてお話をさせていただければと思います。

1 番目には「街の現状と今日までの経緯」ということでお話をさせていただきます。

1) では、現在の街の状況ということでお話をしたいのですけれども、六本木の街は、往々にして繁華街のイメージが今一般的には非常に強いイメージとなっています。しかしながら、確かに目抜き通りは繁華街色が非常に強いのですけれども、当然昼間はオフィス

街でもありますし、一步裏へ入れば多くの住宅街を抱えている街でございます。また同時に、幼稚園から小・中・高まで、公立、私立の学校を抱えておりまして、毎朝そういうお子さんたちを含め、通勤の方たちが朝通う街でもあるということの一つ御理解いただきたいと思えます。

そんな中、やはり今の六本木の街の状況をお話ししますと、2) にありますとおり、毎朝早朝から昼近くまで酔客が出没するのが現状でございます。1日の大事なスタートをするべく通学、通勤をしている方々を、私どもとしては大切にしていきたいという気持ちがあります。その気持ちを少しでも良くするための雰囲気づくり、改善をしていかなければいけないということで、今日活動をしております。

また同時に、平気で街をごみ箱のように散らかす者もおります。これは外来者、街に遊びに来られる方もそうなのですけれども、交差点内にたむろしている客引きですとか、クラブの女性のスカウトをするために、スカウトマンなどがおりまして、そういう者が常時交差点内にたむろして歩行喫煙をし、たばこの吸い殻ですとか、空き缶を平気で道路上に捨てていくというような現状が、今の六本木の夜から朝にかけての状況でございます。今朝も、私ども、朝通学路に立って、いろいろ清掃をしながら子供たちの通学を見守っていたのですけれども、非常に多い量のごみが散乱しているということです。ちょっと今お話ししていることは、ダンスとはちょっとかけ離れているようにお聞き取りされるかもしれませんが、やはりここら辺の問題が解決しないことには、このダンスの問題は、私どもはとてもではないけれども、首を縦に振れないということはあります。ちょっとお聞きをいただきたいと思えます。

早朝起きる酔客同士のトラブルによるけんかですとか、泥酔客の物を持ち去るような窃盗事件もやはり起きていることが、街の問題となりますし、また、過去にも反社会勢力の争いも当然深夜、早朝にかけて起きるといったことがあります。

そのような中で、もう一つは歩行飲酒や、コンビニ前での酒盛りもするという一方で、海外では認められていない歩行飲酒、それから公共の場での飲酒が公然と行われているという状況が今の街の状況で、こういう方たちが街を汚しているという状況があります。

客引きの問題で、外国人等の客引きによるトラブルは体感治安を悪くするという一方で、過去には米軍からも「六本木には行かないように」という通達が出ているということも、私どもは聞いております。

こんなことが今ありまして、その中で、そういうクラブ営業だとか、クラブ営業の店内トラブルの発生や何かで、六本木のイメージが非常にダウンしている。街としては、クラブが問題なのに、そうやってクラブに来る方たちが、クラブに入る前にお金がかかるから、場合によってはコンビニの前である程度お酒を飲んで、ほろ酔い加減になってから行くために、街を汚してから行ったりとか、または、帰りがけに店で飲んできたショット瓶を持ったまま外に出て、それを不法投棄していったりとかいうことがある。

また同時に、警察の取り締まりの理由が店の営業に影響するたびに、そういう取り締ま

りの隠蔽工作をしてきているということがあります。そのために、私ども地域から一度もクラブに対して、深夜営業をしているからそこの店を取り締まってくれとかというような電話通報などは全くしていないで、ほとんどがクラブ間のねたみの関係で警察に通報されて、それによって警察が動いているということで、最近は知りませんが、ちょっと前までは月に200件ぐらい警察にそういう電話が入っているという状況があつて、そういう隠蔽工作がされているために事件も起きて、その事件によって、街のイメージが悪くなっている。これが私どもにとっては大きな、簡単には賛成できない要因であります。

私どもとしては、六本木の街は24時間活動する街として、やはりそのように受けとめられていきたいし、またそういうふうにしていきたいのですけれども、1日のスタートとしては穏やかな朝の空気の中で通勤、通学ができ、そして日中はビジネス街として、またショッピングの街となり、そして夜間は繁華街としての姿になっていく、そういうような循環機能が街の中に生まれればありがたいなといつも思っております。

六本木の繁華街の中で、風営法の問題点としては、営業できる時間が、風営法が日の出から25時、これは六本木の場合は一部25時ということなので、朝の1時まで営業できるようになっております。これが守られていないのが現状でございますけれども、もう一つは、朝方風俗営業店が営業できることによって、朝キャバですとか、朝ホストとかという店もできている。こういうような今の状況が街の雰囲気悪くしているということがあります。その中で、やはり1時まで営業できないために、営業が成り立たないために、深夜酒類提供店として営業許可を取って、朝まで違法営業をして、また六本木の繁華街でオープンする店が多くて、六本木のイメージを崩しているというのが私どもとしては非常に許しがたい状況であるし、また同時に、そのことによって、朝の通勤、通学、または居住の方も朝歩くのが怖いということも言われている。こういうような問題を何とかしていかなければいけないというのが、私どもの思いでございます。

クラブ営業時間の延長により起きる問題点としては、現状の風営法、または今の深夜酒類提供店の営業許可のままに営業時間を延長されますと、多分、街は今以上に汚れ、治安も今以上に悪化することは間違いないと思います。現実にはちょっと難しいかもしれないですけども、今の経営者の資質だとか姿勢には、私は問題があるのかなと。

もう一つは、やはり現状をこのまま進めていくと、六本木には、反社会的な勢力の資金源にもなりかねないところも見え隠れしているというのが現状だと思います。地域としては、規制改革に対する考え方としては、もし今後これを改正する動きがあるのであれば、新たなルールの作成をするに当たっては、その組織の中に、地域の声を反映させるために、ぜひ地域の間人も入れていただきたいし、また同時に、新たな制度のもとで営業許可を出す仕組みができるのであれば、そのチェック機能の中にも地域メンバーを加えていただきたい。

同時に、そういう新たなことをされた上で加盟される店があるのであれば、しっかり地域貢献もするような体制づくりをつくっていただきたい。そこら辺をきちんとやっていた

だけることが、私どもとしてはこの風営法改正の中で大きな要因でもあるし、これは認めるというわけではなくて、改正するのであれば、こういうようなことは必要であるということであって、改正の内容については、私どもの現状を十分御理解いただかないと、改正については多分賛成はできないだろう。

私ども商店街としては、請願は出しておりませんが、六本木の町会を中心とした12町会の町会長は連名で、今のクラブの営業の問題については、徹底して取り締まってほしいという請願を出しております。そういうような今の街の状況と御理解いただければと思います。その中で、このクラブ営業をどうしていくかということをお考えいただければありがたいのかなと思います。

補足があるかもしれませんが、もしあれば。

○六本木商店街振興組合（白井） 失礼します。

このダンスの問題を考えたときに、考え方として3つぐらいの側面があるのかなと思っ
ていまして、まず、1つ目、ダンスそのものを法律で管理している、取り締まっている
ということは、やはり世界的に見ても、これは我々もある意味、言葉が適切かどうか
わかりませんが、ナンセンスなのかなと思っています。ですから、ダンスそのものを開
放していくという動きに関して、街の人間としても何ら異論はないところです。

それとは別に、ダンスですとか、クラブですとかという問題に直接関わらない問題も
含めて、今特に六本木という街が持っている問題として、今、新保のほうがいろいろ
申し上げましたけれども、六本木は確かにほかの繁華街と比べて住居も隣接して
おりますし、美術館ですとか、そういう文化施設もありますし、大企業の本社、機
構もあります。そういういろいろなものが1つの地域に混在しているという特殊
性があるので、どうしても時間的な切り分け、昔からの繁華街としての様相が、
急に朝になったらびたっとビジネス街に変わるといことがなかなかされない
ので、我々もそこは悩んでいるところなのです。そういうような街としての
いろいろな問題、ダンスと直結しない問題も抱えているというところが2
点目。

やはりクラブの問題になると、今もお話がありましたけれども、1時までしか営業
してはいけないのが、現実問題、朝まで営業している。これがもう実態です。
その中で、本来いけない中で営業しているものだから、そこで起きた問題を
隠蔽したりとか、警察と連携した商売ができないという状態になっている
わけです。ですから、これは我々としても最悪だなと思っています。ここは
変えなければいけない。変える方向として、朝まで営業、先ほど1番目に
申し上げましたように、ダンス文化というものをある程度尊重して朝まで
営業させるということ認めるのであれば、それとはまた別に何らかのルール
づくりが必要なのではないか。

ルールというのか、仕組みというのか、それはわかりませんが、そういうこと
をしないと、先ほど申し上げました、街の諸問題というものがただ拡大して
いくだけということになります。それは、多くの方が来てくれたほうが街
としては、商店としてはいいで

すし、世界中からお客様を集めるという意味では、日本国としてもいいのだと思いますけれども、やはりそれで当然ごみも増えますし、いろいろなトラブルも増えていきます。人が集まるところは、それはしょうがないことです。ただ、そこをどうやってカバーしていくかという仕組み作りを一方で進めていきたい。そういう中では、我々地元の間人もぜひともそういうところに参加させていただきたい、そういうところですよ。

○安念座長 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

何か御質問や御意見はございませんか。

やはり現状は非常にまずいという御認識は共有しておられるわけですね。つまり、今のところは許可のハードルが非常に高い。しかし、商売として成り立つのであれば、人間のいわば本性として、ブラックな営業が出てくるのは、ある意味では当然のことです。しかし、ブラックなままで何かよくわからないという連中が増えるのが一番困ることですね。具体的にどういうふうな仕組みを作ると共存共栄というか、商店街にとっても受け入れ可能な仕組みづくりができますか。深夜営業について言うならば、例えば平日は何時ごろとか、ウィークエンドなら何時ごろとか、そのような感じはおありですか。

○六本木商店街振興組合（白井） 例えば、朝5時まで営業しても、それはいいと思うのです。それでそのままそのお客様方が始発で帰っていただくということになればいいのですが、そこから逆に今度クラブで働いていた従業員の方々が、仕事が終わったからといってまた飲みに行く、それを受け入れる店があって、その人たちが帰るころには、当然、街が通常の活動、昼間の活動しているところと交錯してしまうというところがあるので、正直申し上げまして、では、その解決策、仕組み作りはどうすればいいのだと言われると、我々もすぐにこれだという答えはありません。

ただ、やはり何か管理して、例えばごみの問題だったら、先ほどもお話出ましたけれども、そういうクラブ関係の人たちもちゃんと商店街なら商店街の組織に入ってください。そういうところからの会費収入をごみの回収とか、もしくは警備員とか誘導員を立てて、そういう者が一般の方との交錯をなるべく避けるようにするとか、そういうようなことなのか。これはちょっと個人的な部分も入りますけれども、そういうようなことは考えられるかなと思います。

○安念座長 そうですね。

ほかはいかがですか。

○圓尾専門委員 全然専門外ですけども、先ほどダンスの関連の方のお話を伺っていても、やはりダンスが問題ということは全然感じないですね。

○安念座長 もちろん、それ自体はね。

○圓尾専門委員 ですから、今のお話も結局は、騒音だったら騒音を取り締まればいい話であって、それから歩行飲酒が原因でいろいろな問題が起きているのであれば、区によっては、歩行喫煙を完全に禁止しているところもありますし、同様に禁止すればいい話だと思います。

だから、今おっしゃったように、1個1個の問題をつぶすように対応していけばいいはずであって、風営法でダンスを全般に取り締まれば解決する話でもないということでしょう。騒音の問題についても、1時まで、2時まで、3時までと何時にリミットを設けようが、絶対始発が出るまで営業すると思うので、オフィシャルに始発までの営業を認めた上で、必要があれば警察がオフィシャルに介入できる形にしないとイケない。闇があるのはよくない、とお話を伺っていて思いました。

○安念座長 全くそうでしょうね。1時まで営業すれば始発までですね。それはもうそうなるだろうし、商売というか、ビジネスの実態としては必ずそうなりますね。

○六本木商店街振興組合（新保） そういう観点からすると、あと1点は、今の六本木における水商売の方たちは、納税がきちんとされていないお店が多いのです。現実には、何カ月も経たないうちに店が潰れてしまうからということもあるのでしょうけれども、強制的に経営者を変えて、経営母体を変えて、消費税を払わない、または源泉所得税を払わないで、そのまま形態を変えていくという繰り返しをしている店も多くあります。ですから、そういうところもきちんとさせないと、やはり健全な経営形態にならないのではないかなと、私はつくづく思っているのです。

今日まで多くのお店と、私もビルのオーナーとしてテナントに貸していますけれども、そういうようことが過去には何回かありまして、何で変わるのかなと思っていたのです。そうしたら、やっと最近それがわかってきて、そういうような経営方針ができてしまう今のシステムもおかしいのかなと思います。

○安念座長 どうぞ。

○滝座長代理 私の浅い知識の世界なのですけれども、ファニチャーズで営業すると、国税が6カ月間来ないという。新規にお店を借りて、営業権というか家賃を払って、そうすると、それを届けなければいけない、認可を取らなければいけないとなるのですけれども、完全に装備された中で、マネージャーというか雇われママだけ変わっていくみたいな形で、実はどんどん別の人になっていくために、国税が税金を取れないというような実態があるみたいですね。ですから、逆にそういう実態の中で、きちっとどう抑え込むかということで結構変わってくるような気がしているのですが。

○安念座長 なるほど。わかりました。今後の議論の参考にさせていただきます。

今日はお忙しいところ、本当にありがとうございました。

（六本木商店街振興組合退室）

○安念座長 それでは次に移りましょう。

議題2「金融商品契約の電子書面の交付の汎用化」に移らせていただきます。

それでは金融庁さんに入ってください。

（金融庁入室）

○安念座長 では、お忙しいところ恐縮でございます。ありがとうございます。

それでは、御説明いただく前に、事務局から経緯の説明をしてください。お願いいたします。

ます。

○柿原参事官 議題2に関連して事務局から御説明いたします。

所管は金融庁ということで、この件について、金融庁の考えを事務的に伺っています。金融庁の説明について、私ども、改革を前へ進める方向で、お話ししていたのですが、委員に直接御説明いただいたほうがよいという事務局の判断で、金融庁の考えを御説明いただくことになりました。

○安念座長 それでは、よろしく願いいたします。

○金融庁（齋藤課長） 金融庁の総務企画局で市場課長をいたしております、齋藤と申します。よろしく願いいたします。それから私の左隣におりますのが、市場取引対応室長の鎌田でございます。よろしく願いいたします。

本日は、このような機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。金融商品の契約に当たりまして、どのような書面を交付すべきかといったことにつきましては、私どものほうで所管しております金融商品取引法、略して金商法と呼んでおりますけれども、こちらの法律の中で規定が設けられているところでございます。まずは私どものほうから、現状どのようになっているのかというところ、それから事務局さんからいろいろいただいた御提案に関して、私どもとしてどう考えているのかといったことについて、鎌田から御説明をさせていただきます。

○金融庁（鎌田室長） 市場取引対応室長の鎌田でございます。

金融商品契約の電子書面の交付の汎用化についてお尋ねでございますので、現状と私どもの意見を申し上げます。

現行の金融商品取引法のもとにおきましても、既に金融商品取引業者等は、書面の交付にかえて、顧客の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされております。実態を見ましても、電子交付を必要とする業者、顧客のニーズは、現行制度のもとでも基本的に満たされていると考えられまして、書面交付が原則というところを、電子交付が原則に改める実益がまず乏しいと考えられます。

まず、交付の対象となる書面がどういうものかということについてお話ししたいと思います。まずは、いわゆる契約締結前書面と呼ばれているものですが、この書面には有価証券の売買等を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。「あらかじめよくお読みいただき、御不明な点は、お取引開始前に御確認ください」とあり、手数料など諸費用について、上場有価証券のお取引に当たってのリスクなどについて記載されております。日本証券業協会で作っている様式でございますけれども、こういった内容の書面を契約前書面として交付することとされております。要するに、取引を行っていただく上でのリスク、留意点が記載されている。で、顧客を保護するというのが目的にあるわけです。

次は、ある会社の投資信託の目論見書でございますが、この目論見書も、内容は、この投資信託、ファンドの目的、ファンドの特色、それからどういったところで収入を得るか、どういう運用戦略をとっているか。決算が毎月行われて、収益の分配がこのようにされる。

それから、投資リスクとして、こういったリスク、例えば為替変動リスクや、金利変動リスク、信用リスクがあるとか、これまでの運用実績がどうなっているかといったことが記載され、手続・手数料などの記載がございます。このように、この投資信託、ファンドを申し込むに当たって、どんなリスクなどが考えられるか、これを顧客にわかりやすく説明するといった書類が目論見書でございます。

こういった書面は、いずれも投資者の投資判断に資する情報を相対で提供し、説明をすることで、投資者と業者、または発行者との間に存在する情報格差を是正し、投資者を保護するという重要な機能を有しております。特に、高齢者など電磁的方法に不慣れな顧客については、これらの書面の交付により保護を図る必要性が高いと考えております。また、これらの書面は、損失を被った顧客が、商品取引業者等の勧誘リスクや説明が不適切であったなどと主張して、金融商品取引業者等と顧客との間でいわゆる民事紛争が生じた場合、こういった説明をしたかという証拠にもなるものでございます。

次に、これらの書面の交付が実際どのように行われているかという、現在の証券会社などにおける運用の実態について説明したいと思います。電磁的方法に慣れ親しんだ顧客が多数を占めると考えられる、いわゆるネット証券、ネットでしか顧客とお取引をしない、そういう証券会社の多くにおいては、顧客が口座を開設する際に、書面の電子交付について承諾することを口座の開設の条件としています。

資料2ですが、「総合取引口座申込書」と題するペーパーですが、これはネット証券の申し込み画面を、この委員会の公表資料としても差し支えないように、当庁において加工してお持ちしたものでございます。ネット証券の多くにおいては、このような形で取引口座の申込書を画面に表示しておりまして、上から3分の1、4分の1ぐらいのところに「電子交付に関する規定等を確認・同意の上、口座開設を申し込みます」というチェック欄がありますが、ここにチェックを入れて、下の「同意して申し込む」をクリックしますと、次の手続に進むという流れになっております。しかし、ここの「電子交付に同意の上口座開設を申し込みます」のところにチェックをしないと次に進めないようになっていまして、ネット証券の多くにおいては、このように書面の電子交付について承諾することを口座開設の条件としております。

ネット証券がどうしてこのような枠組み、つまり電子交付に同意する顧客しか相手にしていないかと言いますと、電子交付を希望する顧客と、書面交付を希望する顧客とが混在いたしますと、顧客のデータベース上で、書面交付をすべき顧客に交付をしたかどうかをいちいち管理するコストがかかってまいりますし、当然のことながら、書面をコピーする郵送料などのコストもかかってまいります。書面送付をめぐるいろいろなトラブルも生じてまいりますので、このため、ネット証券の多くは、一律に電子交付を承諾する顧客しか受け付けない、こういうビジネスモデルをとることによってコストを減らし、ひいては安価な口座管理料、取引手数料で顧客を獲得する、こういったビジネスモデルで手数料を引き下げて競争してきたということが周知の事実ではないかと考えております。

ちなみに、次はある大手証券会社の、こちらはネット専用の口座の申し込み書類でございます。この大手証券会社においても、同様にこの太枠で囲ったところ、「書面の電子交付への承諾」、「必須」と書いてありますが、この「承諾する」のチェックボックス欄にチェックを入れて「次の画面へ進む」というところをクリックしないと次の手続に進まない、こういう流れになっております。

他方、店舗をかまえて対面で営業取引を行う証券会社の例を説明したいと思います。ある大手証券会社の対面で口座を開く場合の口座開設手続書類になるわけですが、口座開設の際に電子交付を希望する欄を設けておりません。いろいろ記載する欄がございますが、電子交付についての欄はございません。

また、同じ大手証券会社の対面で口座を開いた後で、ネットもやりたいという人のための手続をする書類についても電子交付についての欄は設けておりません。

別の大手証券会社の対面で口座を開設する場合の書類では、「電子サービス申し込み」というチェックを入れる欄を設けておまして、この大手証券会社においては、対面で口座を開く場合に、こういった形でチェックを入れて電子交付の申し込みができるようになっているということでございます。

先ほどの大手証券会社、対面で口座を開く際に、どうして電子交付の申し込みを確認しないのかということですが、対面で口座を開く際に、メールアドレスなどを記載してもらっても、書き間違いや、あるいは文字が判読できないということがございまして、非常に紛争の発生リスク、あるいはコストがかかるということもあり、まずは対面で口座を開いてもらって、顧客から聞いたメールアドレスにメールを送って、そのときに電子交付もできますよという案内をして、顧客から返ってきたメールに対して電子交付の手続をしてもらうというのが、一番簡便で、コンプライアンス上も問題が少ない。そのためにそういった方法をとっているのだということのようでございます。

今、ネット証券と、それから大手証券会社のお話をいたしました。地方にも地場証券という、いわゆる中小の証券会社がございます。こういった証券会社の顧客の大半は、電磁的に不慣れな高齢者層でございまして、ネットといっても、フィッシング詐欺のおそれがあるので自分はネットはやりたくないとか、それからなじみの営業員とやっているの、その人を通じて取引をしたいという人が一定数おまして、地方に在住の方は、ネットでやろうと思えば証券会社やネット証券でできるわけで、それでも地場証券で取引をしているというのは、やはりニーズがあるからだと聞いております。

あくまでヒアリングベースの話で恐縮なのですが、今回説明するに当たって、ネット証券4社、具体的にはSBI、楽天、松井、カブドットコム、それから大手証券5社、野村、大和、日興、三菱モルガン・スタンレー、みずほ証券、こういったところに口座数を聞きますと、ネット証券4社で約580万口座、大手証券5社で約1,550万口座、合計2,130万口座あるようでございます。あくまでヒアリングベースで、感覚的なもので恐縮なのですが、この口座のうち書面交付を行っている口座の割合は、少なく見積もっても約2割～3

割程度ということでございます。

この数字については、対面営業を行っている大手の証券会社においても、電子交付を選択すると、口座手数料や取引手数料が割引になるサービスを設けたりして、一生懸命ネットのほうにインセンティブをつけて動かしているのですけれども、それでもなお、やはりそれだけの顧客が書面交付を希望している。自分は株を長期保有するので、そんなに頻繁に売り買いするわけではない。年に2回配当が来るときに、そういえば証券会社がということ思い出すぐらいなので、ネットにするとパスワードを忘れてしまう。だからそんなことよりも、確実に書面で受け取ったほうが安心する。そういうフィッシング詐欺に遭ったり、そういう危険もあると、やはりネットは不安だな、自分は書面がいいなという顧客がそれだけの一定数いて、ネットのほうに誘導しようとしても、ベースの書面交付のニーズがあるということで、こういう実態を申しますと、要するに、ネットの世界と書面の世界というのは、いわばうまい具合にすみ分けができておりまして、原則と例外を逆転しても、なかなかそこは動かないだろうというのが、業界の方々にお話を伺ってもそういう見立てのようでございます。

電子交付のニーズは、したがって現行法のもとでも、基本的に業者がいろいろ運用工夫することによって満たされていると考えられまして、こうした中で電子交付を原則とした場合には、顧客が書面交付を希望するという意思表示をしない限り、契約締結前書面や、目論見書など、顧客の投資判断やリスク管理にとって重要な書類が送付されてこないということになりますので、みずからが主体的にアクションを起こさないと重要な書類が来ないということに気づかないまま取引を行ってしまう投資家が多数発生する、こういうことが懸念されます。これらの場合、こういう顧客にあっては、メールボックスに届ける大量の電子情報の中に大事な書類が埋没したり、個人の専用ページに誘導したとしても、先ほどみたいに、なかなか自分のページを開かないという顧客もいますので、投資家が投資のリスク情報その他投資判断の必要な情報に気づかずに商品の取引を行って、結果として投資被害の発生や、投資家との間の紛争の発生リスクを高めるということが懸念されるところでございます。

お手元の資料、最後に関連条文をつけておりますが、これは宅建業法の重要事項の説明などについては、書面の交付を義務づけ、電磁的方法による提供が認められておりません。他方、金商法の関連条文を次に掲載しておりますけれども、その次の旅行業法や割賦販売法、こういった法律は、金商法と同様に書面交付を原則とし、相手方の承諾を得て電磁的方法による提供もできるというたてつけになっている法令でございます。こういった中で、金商法で取引されるというのは、いわば不動産に匹敵する何百万、何千万という額を個人顧客でも取引するわけです。こういった大きな金額が取引される金融取引を規制する金商法において、投資者保護に重要な役割を果たしている目論見書や契約締結前交付書面の交付について、電子交付を原則化するというのは、宅建業法のようにいまだに書面交付しか設けていない法律がある中で、金商法だけが、電子交付だけが原則ですよというふうに先

に行ってしまうことについては、霞が関の各省の法体系のバランスの中でも、いかなものかなという感じがしております。

私どもの説明は以上でございますが、これらの点について、特に御留意の上、御審議いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○安念座長 ありがとうございます。何かございますか。

こういうことですかね。今だって、どちらでもいいわけですね。要するに、客の好む方で、紙ベースでもいいし、デジタルでもいい、こうなっている。仮に、デフォルトをデジタルにしたとしましょう。この場合だと、紙ベースで欲しい客はくれと言えばいいのだけれども、そういう人は大体窓口に来る人だろう。平たく言うと、今の時代、金を持っている人は大体高齢者だから、おじいさん、おばあさんが来るだろう。そうすると、紙ベースで店頭に来る人に対する応対としては、法令上は何も聞かなくてもいいのだけれども、一種の適合性の原則みたいのがあって、結局どっちになさいますかと聞かなければならぬ。そうすると、手間としては同じことになるのではないですか。在来型の証券業者さんの考え方はそういう感覚ですか。

○金融庁（鎌田室長） おっしゃるとおりでございますが、結局法令上は原則と例外という形になっていますけれども、実務の運用としては、どちらにしますかということで聞いていますので、対面型としては特に、電子交付を希望しますかと聞くのか、それとも、電子交付されますけれども、書面を希望しますかと聞くのかの違いだけでしかないということと、ネット証券では電子交付が前提の人しか相手にしていませんので、これが書面交付を希望しますかと聞こうと思っても、そうするとビジネスモデル自体が成り立たないので、電子交付のネット証券の画面に書面交付を希望しますとかチェックを入れられても、それはもうあり得ない話です。なので、法令上原則と例外を逆転しても、実態としては言い方が変わるだけということではないのかなというのが、正直な私どもの受けとめでございます。

○安念座長 なるほど。

○金融庁（齋藤課長） 若干補足させていただきますと、まさに座長御指摘のとおり、今、その1,500兆といわれる我が国の家計の金融資産の6割以上が60代以上の方の保有という状況でございます。そういう意味では、金融商品の契約をされる方というのは、やはり圧倒的に高齢者の方の部分が多うございますので、そうした方々、やはりネットリテラシーというのでしょうか、インターネットの使い方にまだ慣れていないような方も多うございますので、そうした金融取引の実態の中で、ネットでやる、電子的な方法でやるということを原則と位置づけてしまうのがいいのかどうか。それから他方、現状、原則は紙ですけども、電子的な方法は可能となっていて、ネット証券等、電子ベースでやろうと思っ

ている方々にとって、さほど困った状況ではないのではないかとと思われるところを考えますと、原則と例外をひっくり返す必要があるのだろうか、むしろ、ひっくり返さないほうが、現状においてはいいのではないだろうかというのが、私どもの考えでございます。

○安念座長 どうぞ。

○松村委員 先ほどの原則と例外を逆にすると、ネットのビジネスモデルが成り立たないという説明は正しくないと思います。もし逆になったとしたら、そもそもそういうチェック欄は設けない、約款のような格好にすることも可能だから、ネットのビジネスモデルが成り立たなくなることはない。ただ、だからといって、おっしゃったことは説得力がないとは思わない。確かに一応原則と例外とはなっているけれど、一体何が困っているのかという指摘は確かに説得力があったと思いました。現行のルールで大きな弊害がなく、逆にすると不都合が起こる可能性もあるのに現行ルールを大きく変える必要があるとは確かに思えない。現行のルールでも十分機能しているというのは、説得はされました。

○安念座長 要するに、株屋さんたちが今のままでいいのならいいのだけれども、一昔前に変額保険で随分事故が起きましたね。ああいうのは大抵、複数の金融業者が、銀行と証券とか、生保とか行くわけで、それでいろいろ説明して、それはいいなと言って億の単位の金をばあんと出すというので、随分下級審の判例になりました。不思議に思ったのは、これだけの金を張る者がこの程度の知識というのが非常に驚いた、それならそもそも取引するな、と思ったのです。今、この話を聞いていると、今の時代に IT が使えないという人が一体株の相場を張るのですか、そういう実感もなくはないのです。やめたほうがいいのではないか。ただ、証券会社さんとしては、やはり高齢者層が最上の上客だから、そういう人に対して間違いのないようにサービスをしたい、そうすると、どっちみち、まずは書面によるオプションを提示するしかないという、依然として、そういう環境なのですかね。

○金融庁(齋藤課長) そういうことなのだろうと思います。先生がおっしゃったように、例えば個別株ですとか、あるいは為替みたいに値動きが激しいものについて、常時値動きを追いかけながら売ったり買ったりということ、頻繁に売買するようなスタイルの投資家の方は、多分基本的にインターネットを使いこなせるような人なのだろうと思うのですが、逆に証券会社を利用して、割と預貯金に近いような感覚で投資信託を買って、しばらく置いておいて、どれだけリターンが上がったのかな、分配金これだけ配当されたみたいな形で運用される年配の方も大勢いらっしゃるわけですし、そういう方々は、なかなかインターネットになじみのない方々もいらっしゃるというのが現状なのだろうと思っております。

○安念座長 はい、わかりました。

何かありますか。事務局からもよろしいですか。

今日は、勉強ということでお話を伺いました。どうもありがとうございました。

(金融庁退室)

○安念座長 どうもありがとうございました。

しかし、なかなかネットは進みませんね。今どき紙かよという感じはするのだけれども、ネットリテラシーにおいて劣る人が上顧客だとすれば、それはこうなりますね。

○松村委員 一般論として、確かにデフォルトを変えると大きく変わる。多くの人はデフ

ォルトを選ぶので、そういう意味ではデフォルトを変えるのは一般的にはすごく意味があると思います。しかしこの問題に関して言えば、ネット証券でも、最初に1回クリックするともうそれで終わりというのなら、弊害は大きくないと言われると、反論するのは難しいですね。

○安念座長 それはネット販売と違って、ネット販売の選択肢も設けてくれという話だったのだから説得力は大いにありだったので、これはもともとあるでしょうと、そういうことでしょう。株屋のほうも、どうせ書面で交付しますかと聞かなければならないから手間は同じだと言われれば、それ自体はそのとおりですね。もう10年ぐらいたたないと、原則ネットというふうには、この国はならぬということですかね。

○滝座長代理 もっと利活用が進まない。介護の話とか、クラウドの話とか、個人情報保護の絡み、あの辺でがっと進まない。利便性の問題かもしれないですね。

○安念座長 わかりましたというか、わからないのだけれども、それはしようがない。

それでは次は、議題3「ITに関連した検討項目の進捗状況について」です。これについて、まず、事務局から御説明をお願いします。

○柿原参事官 それでは、事務局から「ITに関連した検討項目の進捗状況について」御報告いたしたいと思います。

4項目ほど現在の状況を御説明いたします。

まず、公的機関からの電子的手段の通知の促進でございます。これは、日本経団連からの御要望をもとにしてしておりますが、個人住民税の特別徴収、つまり源泉徴収事務を各企業が行う税務体制になっておりまして、その手続について、電子化を進めてほしい、あるいはフォーマット等統一化してほしいといった企業負担の軽減につながるような御要望でございます。

具体的には、5点ございます。企業が従業員分の個人住民税の源泉徴収をする関係で、ひとつ目は、給与支払い報告書について、住民税ですから市町村ごとなのですが、現状、自治体単位で電子化が進んでいるところ、eLTAX というのがあるのですけれども、全国1,700の自治体のうち300ぐらいがまだ入っていないということですので、従業員の方の住所地によって、紙をいっぱい自治体に送らなければいけないという事務があるので、これを何とかしてほしいという話でございます。

2つ目は、今度は企業に対して、従業員の住民税の課税通知書というの、今度は自治体のほうから企業に来るのですけれども、これも電子化、1つの企業に対しては1つの電子データで送ってほしいということなのですけれども、現状、課税通知のフォーマットが自治体によってばらばらだということがあって、なかなか一括で来ないという状況にございます。

3つ目は、個人への課税額通知方法の統一ということで、これも企業に対して従業員分の個人課税通知が行くのですけれども、紙でかつ一人一人の分が短冊のようになって、それを切り離して各従業員に渡すという方法を今とっていて、何とかならないでしょうかと

いう話です。

4つ目、5つ目は、手続的な面ですけれども、各種異動手続のオンライン化ですとか、フォーマットの統一ということがございます。

担当は総務省なのですが、これについて確認したところ、それぞれ答えがありますけれども、結論的に言うと全部対応しますということでございます。ベースは、eLTAXという仕組みができておりますので、これに乗せて、全自治体で電子的に行えるようにしていくということでもあります。

改革の方向性として、1つ目については、今月の25日から全ての市町村で始めますということですが。

2つ目については、eLTAXで、今はできないのですけれども、電子署名つきのデータ送付ということで、地方税ポータルシステムを改修中ということで、27年9月から進めるということです。これは自治体側のシステム改修の問題もありますので、準備ができたところは順次始めるということで対応するということでもあります。

3つ目についても時期が、マイナンバーとの関係があり、各種システムの導入のために時間がかかるので、29年1月を目途にとちょっと先なのですけれども、個人ごとの課税額の通知法も一本化する。ホームページを見たら、各納税者が見られるというようなスキームをつくるということでございます。

4つ目については、1つ目のものと同じタイミングでございます。

5つ目については、地方税ポータルシステムでやるということでございまして、これらはこういう方向でやっていただくということでもよろしいのかなと事務局では考えております。

次は、クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直しですが、これは9月の当ワーキング・グループで、文化庁から、あるいはクラウドメディアサービスをやりたい団体からお話いただいたものです。そのときはクラウドサービス、例えば音楽などを買った人が、自分で聞きたいためにネット上にデータを置いて、自分だけが楽しむのに何でそういうサービスができないのだろうと。著作権法上の問題があるという話でございました。

ワーキング・グループでヒアリングしていただいたときは時期を明示されなかったのですが、これについての方向性としては、文化庁の審議会のほうで、関係者間の合意が得られることが前提に、平成26年度のなるべく早い時期に結論を得るということで、明示していただきました。

次の国税関係書類の電子化の関係は、担当は財務省・国税庁ですが、これについてはスキャン保存、領収書などについては、3万円未満はスキャンしたものを電子化できるのですけれども、3万円以上はできないといったような、要は、税務関係書類の保存の電子化の関係です。これについては、財務省、あるいは国税庁としては、実態あるいは技術動向を踏まえて、引き続き要件緩和等の検討を行う。もともと平成23年からやることにはなっていたのですけれども、24年以降それを引き続きやりますということ、さらに、電

子署名ではなくて、IDとかパスワードとか、そういったもっと簡便な方法でできないかという御要望があったので、それについてもなかなか証明力というか、訴訟になったときに、今の日本の現行法では、国税当局のほうで反証しないといけない仕組みになっているものですから、なかなか今すぐ電子化できますよというのは、言いづらいということです。結論的な部分でいいますと、関係者等の意見を踏まえた上で、今後の税制改正プロセスでということで期限の明示をしていただけませんでした。

続きまして、非対面サービスの本人確認の関係ですが、これについては、警察庁が犯罪収益移転防止の関係、総務省が電子署名ですとか、公的個人認証の関係でございます。こちら、事業者の要望としては、要は、ネット上だけでそういった取引に関係する、本人確認の簡便な確認方法をつくってほしいということだったのですけれども、警察から FATF という国際機関の勧告が、日本はなかなかそういった本人確認がまだ不十分であるということがあって、マネーロンダリングの関係の必要な水準という留保をつけた上で、ここは考え方なのでそういうことになるのですが、国民や法人等の利便性を高める観点から事業者等から具体的な提案に基づき、検討を行い、結論を得るということで、警察庁としては、当ワーキング・グループのヒアリングでも、事業者の具体的な要望が示されていないと。要は、全ての取引ではなくて、犯収法の取引、口座開設ですとか、クレジットカードをつくるですとか、一定以上の大量送金とか、そういったものに具体的にどう関係するのですかという御説明がないので、そういった御説明を受けた上で検討するという事なので、結論を得る時期も明示できないという御回答でありました。なお、総務省については、公的認証サービスと民間活用を含むサービスについてということで、こちらはマイナンバー法の法令改正が終わっておりまして、その準備をするということなので、こちらは具体的なサービスの拡大、電子署名以外に、基本的に、認証サービスは今行政機関だけです。これを民間活用に広げることが法律ではできるようになっていますので、それをやりますという、割合前向きな話が回答としては来ております。

現状は以上でございます。

○安念座長 ありがとうございます。改革の方向性は向こうから打ち返してきたという話ですね。

○柿原参事官 そうです。

○安念座長 これは委員会の中で何だかの形で、まだもんではいなかったですね。

○柿原参事官 今、初めてです。

○安念座長 これは相手の話はどうにもしようがないのですけれども、まず第一に、クラウドについて言えば、それは著作権侵害の話は彼らとしては必ずかけるわけだから、これはこれでしょうがないのだけれども、関係者間の合意が得られるというのは、こういうのは大抵3年後になります。まだ判例を検討するとか、何だかわけのわからないことをやっていて、平成26年度のなるべく早い時期、なるべく早い時期というのは、霞が関文学的にはいつごろのことを言うのでしょうか。

○柿原参事官 「なるべく」も「早く」も非常にいろいろな意味を込めているのですけれども、「早い」と言っていますから、半分を過ぎることはないでしょう。26年度の前半、「なるべく」がついているので、ここは読み方が難しいのですが、遅くても26年度中には結論が出ると理解しております。

○安念座長 国税関係書類の電子化の関係は、前半部分はこういう言い方しか多分ないと思うのだけれども、後半部分は、えらい大変で、とてもではないができないぞという雰囲気になっていますね。うちとしては、ここはむしろないほうがいいですね。どう思いますか。

○柿原参事官 これは、まさに先生の御指摘のとおりでありますので、今の段階ではこういう御回答を得ているということで、今の御指摘を踏まえて、国税庁、財務省と引き続き折衝していきたいと思っております。

○安念座長 それと非対面サービスの本人確認の関係なのですが、警察は商売のことは何もわからないわけだから、事業者さんからの具体的な提案というのは、それはある意味でもっともなのです。実際、警察だって、具体的な提案がないと検討できないのはもっともなのだから、もう一回新経連にあなたたちの具体的な提案をよこせ、そうでないと警察は動かないぞと、ちょっと言っただけませんか。案文は案文でいいから、何かないと、こちらも押せないではないですか。

○柿原参事官 事業者のほうに、こういったスタンスですというのを伝えた上で、もう少し話が先に進むように。

○安念座長 ああいうざくつとした話を幾ら積み重ねても全然ならない。

それと、eLTAX だけれども、総務省が全部やるのだからいいだろうというような顔しているのですが、これは eLTAX つくった人が、こんなものやるに決まっているじゃない。それをえらいあとのほう、29年1月をめどとか、私たち死んじゃうみたいな時期になっていますね。

○柿原参事官 それぞれの期間が少し長く書かれているのですけれども、これは独立で動いていることではないという説明です。つまり、それぞれの関係するシステム一括というか、整合的というか、そのスケジュールに合わせてということです。考え方としては、それまでどうするのかという議論はあるかと思うのですけれども、彼らのほうにいろいろ案をぶつけてはみたものの、やはり全市町村、自治体に関係する話ですので、いずれやることは確実にになっていることについて二重投資になるのは避けたいと。つまり、短期間しか使わないシステム構築は困難、ということですので、確実にやるということで話を聞いています。

○安念座長 当たり前です。でもそれはまだ300残っているのでしょう。

○柿原参事官 そうです。

○安念座長 それはいつまでに入るのか。

○柿原参事官 まさにこういったシステムでどんどん入れると。全自治体によって電子化

を行えるといっていますので、それはやるということです。

○安念座長 そうですか。わかりました。

いかがですか。この点はよろしいですか。ではまた、この点は事務局から押していただきますしょう。

○柿原参事官 了解いたしました。引き続き、今の御指摘を踏まえて対応したいと思えます。なお、スケジュール的なことを若干申し上げますと、これはもともと年内に IT 本部のほうでアクションプランということもありますので、ちょっとそのスケジュールも見ながら、随時また御相談したいと思えます。よろしくお願ひします。

○安念座長 そのスケジュールは、どっちみち年内ですね。だから、要するに、こちらとしては IT 戦略本部に上程しなくてははいけない、その尻はいつでしたか。

○柿原参事官 12月上旬あたりに、節目がくると伺っていますが、順次手続があるとのこと。彼らは彼らでアクションプランの項目を考えているので、その辺りの状況とあわせて、随時御相談したいと思っております。

○安念座長 では、これについては最終的な案文は、急にぽっと出せと言われるかもしれないので、誠に恐縮ですが、私に御一任をいただきたいです。それで、御意見がおありだったら、もちろんメールでどんどん出していただいて、だけれども、もう一回会議を開くということもできないと思えますので、向こうに出す自体は私にお任せいただいてよろしゅうございませうか。

(「異議なし」と声あり)

○安念座長 よろしくお願ひいたします。

それでは、議題4の「攻めの農林水産業」に行きませう。では、お願ひいたします。

○大川次長 それでは「『攻めの農林水産業』実現のための規制改革要望について」、御説明いたします。

これは前回のワーキング・グループにおきまして、これらの項目につきまして、進捗状況を御報告いただきまして、御議論いただきました。その後、安念座長のお力もお借りしまして、安念座長に大変調整の労をとっていただきました上に、この案文につきましては、今日の午前中まで各省庁と調整を行ったものでございませう。

まず簡単な全文がついてございませう。「攻めの農林水産業実現のための規制改革要望について」、創業・IT等ワーキング・グループにおいて検討した規制改革事項は、別添のとおり取りまとめたので御報告する。これらの事項については、その実現に向け、引き続き関係省庁の取組を期待するものであるという簡単な前文がありまして、以下は短冊の形式にしております。

1番目が中国向けの輸出水産物に係る手続の円滑化の問題でございませう。これにつきましては、組織の概要として、平成26年1月1日より、地方自治体を含む行政機関において、衛生証明書の発行を開始するというものでございませう。

2番目が、梅酒の表示の適正化でございませう。これも措置の概要としては、業界団体に

おける酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とすることなどを内容とする自主規制の作成の取組に対し、必要な助言を行うということでございます。

3点目が、大規模建築物における CLT、クロス・ラミネイイティド・ティンバーでございますが、活用のための JAS 規格の策定及び基準強度等に係る告示の整備でございます。農林水産省にて JAS 規格を平成 25 年内に制定予定。国土交通省にて、基準強度を含む CLT を用いた建築物の一般的設計法を平成 25 年度～平成 27 年度にかけて検討し、結論を得次第措置する予定。農林水産省においても、共同データ収集等に協力ということでございます。ちなみに、25 年度～27 年度ということで、若干時間がかかる形になっておりますけれども、これは建築材料ですので、耐久性のテストなどにどうしても時間がかかってしまうという説明でございました。

4点目でございます。付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のための機能性表示の容認ということで、これはフォローアップ事項でございますが、いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業との責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、平成 25 年度中に検討を開始し、平成 26 年度中に結論を得た上で実施するというところでございます。

5点目が、当ワーキング・グループで御議論いただきました、働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和でございますが、農林水産省が事業全体の運用に指導監督的な立場で関与することを前提に、平成 25 年内に方針の策定を目指すということでございます。

6点目でございます。多様化する農業法人での雇用労働への対応。農林水産省と連携し、農業における六次産業の実態把握に努め、具体的な対応の必要性について農林水産省と検討し、その有無につき、平成 25 年度中を目途に結論を出すということでございます。

7番、食品加工・輸出手続の円滑化、食品衛生管理者の資格取得の円滑化の問題でございます。食品衛生管理者の講習会受講者の負担を軽減できるよう一般共通科目については、全国 3 カ所での実施、専門科目については複数回実施できるよう検討し、調整でき次第速やかに実施するというところでございます。

8番目でございます。小水力発電推進のための水利権に係る手続の簡素化・迅速化、これもフォローアップ事項でございますが、やや長い文章になってございます。慣行水利権が設定された小水力発電の使用手続について、以下のような措置を行う。

慣行水利権利用した小水力発電を法改正の登録制とする場合に、小水力調査の期間を短縮することや、小水力調査の頻度を少なくすることなど、地域の実情に応じて、必要最小限の簡素なものとするよう農林水産省と連携し、整理し、周知徹底する。農業用水路を利用した新規の発電許可について、地域の実情に応じて河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できるなどの簡素化の措置について、農林水産省と連携して周知徹底する。地方整備局において、上記簡素化措置にも役立つよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局が設置している小水力発電のプロジェクト形成の支援す

る窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。上記について平成 25 年 6 月 14 日に決定された規制改革実施計画のとおり、平成 25 年度検討、結論を得次第措置するというところでございます。

9 点目、小水力発電推進のためのダム水路主任専任技術者の選任基準の緩和でございますが、これもフォローアップ事項でございますが、都市改良法が適用される農業・水道等に水力発電設備が設置されれば、ダム水路主任専任技術者の選任不要化について、関係省庁等及びヒアリングでデータ収集等を行い、現在検討しているところ、電力安全小委員会の審議を経て、平成 25 年結論を得、必要に応じて、速やかに告示・改正等の主要な手続を行うというところでございます。

10 番目が食料品アクセス環境の改善、御議論いただいたところでございますが、買い物不自由地域を解消するための移動販売車を推進する観点から、移動販売にかかる許可基準及び申請所要資金の統一化を進める方策について、平成 25 年度中に検討し、技術的助言としているガイドラインの改定及び申請所要資金について、平成 26 年中に措置するというところでございます。

11 番、無人ヘリコプターの重量規制の緩和でございます。航空機製造事業法上の無人機の重量について、平成 25 年度中にみなす方向で検討する。

最後に御議論いただきました、外国人技能実習制度の見直しでございますが、法務大臣の私的懇談会である第六次出入国管理政策懇談会において、制度適正化のための施策ともに、管理が優良な事業者及び一定の要件を満たす優秀な実習生に限り、再技能実習を認める等の施策について、国際協力にする観点から検討とし、平成 26 年度内に結論を得る。

以上のようなことになってございます。

なお、前回御説明申し上げましたものは 14 項目ございましたが、本日 12 項目ということで、2 項目抜けておりますけれども、1 つは簡易宿泊所の項目でございます。これにつきましては、前回の御議論を踏まえまして、要望書にあります愛媛県に、特区のほうでの採用を検討したらどうかということをおうから投げかけているという状況でございます。

もう一つは、農業関連施設の開発許可の申請の除外の徹底ということで、調整区域内に設置される JA 等の施設については、開発許可が要らないことの確認ということでございませけれども、これについてはもう既に措置済みになったということで、あえて書く必要もないということで落としてくれと、農水省からも話がありましたので、措置済みということで、御報告させていただきました。

私からの説明は以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

4 や 8 や 9 は、第 1 クールでやったものでしたか。

○大川次長 そうです。

○安念座長 では、基本的に相手方は文句がないということで話がついていることですね。

はい、わかりました。

○大川次長 はい。今、申しあげましたものは、全て相手と話がついている状態のものでございます。

○安念座長 全項目について。

○大川次長 はい。全項目です。

○安念座長 わかりました。文案はこれでいいですね。御苦労さまでした。ただ、その上で注文だが、5番の農水が主導的にやるといっている。こういう文章のまとめ方は、霞ヶ関にはあまりないのだけれども、要するに、厚労省と法務省は、自分たちは余り出たくないと言っているわけですね。この前来たおじさんは、名刺に何とかの伝道師とか書いて啖呵切っていたのだから、ちゃんとやってよ、やってくれないと我々は恥をかく、と農水によくくぎを刺しておいてくださいね。では、これは農林水産業・地域の活力創造本部に、この文案で挙げてしまうということですね。

○大川次長 はい、左様でございます。

○安念座長 では、もし万が一文案に変更があったときには、私に御一任をいただくと、そういうことでお願いをいたしましょうか。

○大川次長 並びに発表のタイミングについて。

○安念座長 そうですね。それも御一任をいただいて。あれは転作奨励金の廃止という巨大なタマがあるから、最終的にいつ会議を開いてまとまるかはまだわからないのですね。

○滝本室長 今日まとまらなかった。週明けか月曜日。

○安念座長 そうですか。では、それとの関係で、我々で上程するのも、公表するのも決まってくるということになりますね。

○大川次長 はい。

○安念座長 では、我々の一存では決められないので、その中身も発表のタイミング等についても、私に御一任をいただくとということによろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○安念座長 では、今日はこれで議題は全部終わりました。事務局から何か連絡事項はありますか。

○大川次長 次回の「創業・IT等ワーキング・グループ」の開催につきましては、また追って事務局から御連絡を差し上げたいと思います。

○安念座長 では、皆さん、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。